

法人が抱える課題等の確認について（案）

【資料4】

【前回、人的関与の必要性が条件付きで認められたポスト】

番号	法人名	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性が条件付きで認められた理由 (前回審議会意見要点)	条件等の変化			その他	今後の人的関与の必要性、状況の変化	仕分け (案)
				法人の 統合	事業の 完了	新たな 課題の 顕在化			
18	(公財) 大阪府保健医療財団	理事長 (非常勤)	当該法人は、がん検診の受診率向上や精度管理の充実、循環器病対策のためのデータ分析などにおいて、府施策との連携・一体性が一層求められており、また、法人経営の自立化に向け収支均衡を図ることが急務となっていることから、法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるまでの間は、医療分野において行政的調整能力を発揮できる府関係者が関わるべき必要性が認められる。					平成29年4月に府立中河内救命救急センターの指定管理が東大阪市が設立した地方独立行政法人に変更されるに当たり、平成29年10月に個別審議実施済。	一括
19	(公財) 西成労働福祉センター	代表理事 (非常勤)	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行し、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。また、現在、大阪府で推進している西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり府関係者2名を配置し、その後、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。				○	西成特区構想に基づく取組みのひとつである「西成労働福祉センター（あいりん総合センター）」が、耐震性に問題があり、現地建替を前提に平成31年4月に仮移転が完了したことから、法人の状況に変化が生じている。	個別
20	大阪外環状鉄道（株）	代表取締役社長 (常勤)	当該法人は、沿線住民の利便性向上、都心ターミナルの混雑緩和及び沿線地域のまちづくりへの貢献等に向け、既存の城東貨物線を活用して、おおさか東線を整備するために、大阪府・大阪市・JR西日本が中心となって設立した法人であり、平成30年度末に全線開業を予定している。全線開業後は、残事業として家屋補償及び環境アセス対応の遂行に2年を要する見込みであり、設立経緯などを踏まえると、少なくとも残事業完了までの間は、大阪府・大阪市・JR西日本の3大株主が責任をもって対応するとしてスキームが維持される必要があることから、府の関与の必要性が認められる。					平成30年度末のおおさか東線の全線開業にあたり、平成30年10月に個別審議実施済。	一括
21		常務取締役 (常勤)							一括
22	(一財) 大阪府タウン管理財団	理事長 (常勤)	当該法人は、速やかに事業縮小を図るため、地元自治体等への資産の継承（処分）が主たる課題であり、市町村との調整・折衝等の十分な経験を有した府関係者が就任することは妥当な対応であると考えられる。また、事業拠点が千里・りんくうと分散しており、それぞれに意思決定の現地性が求められることから、2名の常勤役員に府関係者を配置することもやむをえない。なお、府関係者の配置は、大阪府都市整備推進センターとの統合を実現するまでとし、この間においては資産処分の状況をみながら、各事業拠点における常勤役員の配置の必要性を点検することが適当と考える。	△				大阪府都市整備推進センターとの統合に向けて、令和元年9月までに「統合計画案」を策定し、同年中を目途に合併契約締結、及び公益法人認定法に基づく変更認定の申請手続きを行うよう調整が進んでいるところであり、法人合併前には新法人の人的関与ポストの審議を要することから、必要な時期に改めて調整を行う。	保留
23		常務理事 (兼千里事業本部長) (常勤)		△					保留